

七戸町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)－概要版－

(1)目的

7 ページ参照

七戸町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「本計画」といいます。）は、温対法第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、本町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2)対象とする範囲と温室効果ガス

7 ページ参照

本計画の対象範囲は、本町の全ての事務及び事業とします。ただし、外部団体が実施している一部の事務及び事業は除きます。

また、本町における事務及び事業では、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）が最も多く排出されることから、本計画の排出量削減の対象とします。

(3)計画期間

8 ページ参照

本計画が対象とする計画期間については、令和12（2030）年までの目標達成に向けて取組を進めていくことを踏まえ、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度末を計画期間とし、目標の達成状況を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行います。

(4)本町における温室効果ガスの排出状況

10～15 ページ参照

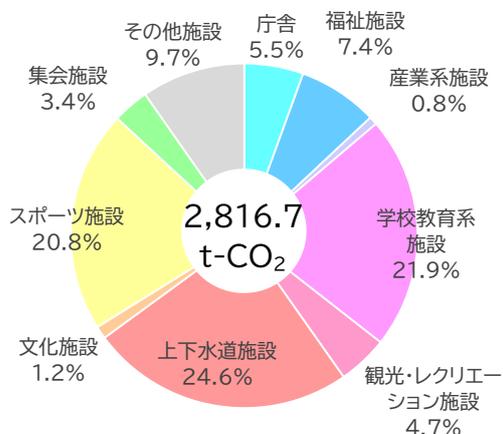
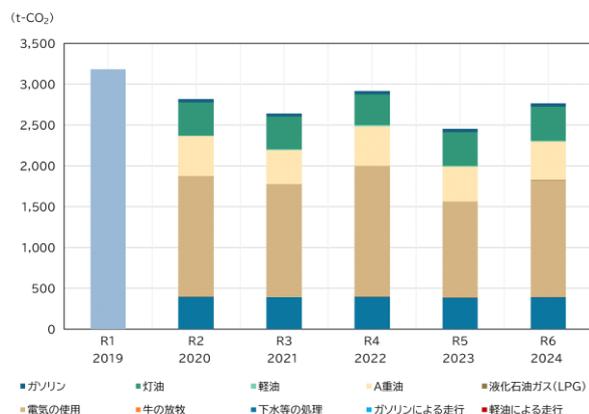
令和6（2024）の温室効果ガス排出量は、2,860.7 t-CO₂となり、基準年度である令和元（2019）年度と比較すると、10.1%減少しており、令和12（2030）年度の削減目標^{*1}である12%まであと一歩という状況です。

令和2（2020）年度以降の温室効果ガス排出量を発生源別にみると、電気の使用に伴う温室効果ガス排出量は、全体の約50%以上を占めており、本町における温室効果ガス排出の大きな発生源ともいえます。

また、令和6（2024）年度における温室効果ガス排出量から自動車の走行に伴う温室効果ガス排出量を除き^{*2}、本町の公共施設種類別にみた場合、上下水道施設から排出される温室効果ガスは693.7 t-CO₂と最も多く、次いで学校教育系施設が616.0 t-CO₂、スポーツ施設が586.5 t-CO₂とこれら3つの施設で全体の67.3%を占めています。

令和6（2024）の温室効果ガス排出量は、基準年度である令和元（2019）年度と比較すると、10.1%減少しており、二酸化炭素（CO₂）の排出に着目した削減量の内訳は、ガソリンが3.0%減、灯油が4.7%減、軽油が14.9%減、A重油が0.2%減、液化石油ガス（LPG）が5.5%減、電気の使用が71.8%減となります。これらの削減状況から、公共施設における省エネルギーの取組により電力事業者から供給される電気の使用量が削減され、温室効果ガス排出量が削減されたと考えられます。

本町で行う事務及び事業には、教育機関や公共施設の運営、ライフラインの維持も含まれるため、省エネルギーの取組には限りがありますが、令和12（2030）年度の削減目標には未達成である状況も考慮して、これまでの取組だけでなく、温室効果ガス排出量の更なる削減に貢献する取組を進めていく必要があります。



【排出源別温室効果ガス排出量の推移※3】

【温室効果ガス排出量の施設別内訳】

- ※1. 前計画では、基準年度である令和元（2019）年度の排出量（3,181.9 t-CO₂）から12%削減することを削減目標としています。
- ※2. 令和6（2024）年度の温室効果ガス排出量 2,860.7 t-CO₂ から自動車の走行に伴う温室効果ガス排出量 44.0 t-CO₂ を差し引いた値。
- ※3. 前計画では、温室効果ガス排出量削減の対象ガスを二酸化炭素（CO₂）のみとしたため、牛の放牧や下水等の処理、ガソリン・軽油による走行に伴う温室効果ガス排出量は算定の対象外としています。

(5) 温室効果ガス排出量の削減目標

16ページ参照

本町の事務及び事業に伴う温室効果ガスの排出を基準年度（令和元（2019）年度）比で20.0%削減することを目標として設定します。

項目	基準年度	実績	目標年度	削減率(%)
	令和元 2019	令和6 2024	令和12 2030	基準年度比
二酸化炭素の排出量 (t-CO ₂)	3,181.9	2369.6	2065.0	40.0
メタンの排出量 (t-CO ₂)	—	394.7	390.0	—
一酸化二窒素の排出量 (t-CO ₂)	—	96.4	90.0	—
合計	3,181.9	2860.7	2545.0	20.0

(6) 目標達成に向けた取組

17～20ページ参照

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量や灯油・A重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。また、削減目標の達成に向けては、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入・活用、公用車の適正利用、3Rと省資源の推進、環境に配慮した購入と契約、環境に配慮したその他の取組を本町の全職員が個人単位、部署単位で推進します。